

議案第 56 号

大和市教育局の権限に属する事務の補助執行にかかる協議について

大和市教育局の権限に属する事務の補助執行にかかる協議について、審議願
いたく提案する。

平成 20 年 12 月 25 日提出

大和市教育局

教育長 山 根 英 昭

平成 20 年 12 月 日

大和市長 大木 哲 殿

大和市教育局委員会委員長 田 村 繁

大和市教育局委員会の権限に属する事務の補助執行について（協議）

このことについて、当委員会が管理及び執行する事務につき、平成 21 年 4 月 1 日より、次のとおり、貴職の事務を補助する職員に補助執行させたいので、地方自治法第 180 条の 7 に基づき、協議します。

- 1 教育局委員会は、その権限に属する事務のうち下表の左欄の事務を、同表の右欄の職員に補助執行させるものとする。

事 務	職 員
《事務局》 1 文化財保護に関すること。 2 郷土民家園に関すること。 3 下鶴間ふるさと館に関すること。 4 文化財保護審議会に関すること。	文化スポーツ部長及び文化振興課の職員
《事務局》 1 スポーツに係る調査及び企画に関すること。 2 スポーツ団体の指導及び育成に関すること。 3 スポーツ指導者の育成に関すること。 4 各種大会、競技会、スポーツ教室及びレクリエーションの集会等の開催、指導助言及び育成に関すること。 5 スポーツ施設の整備に係る調査及び企画に関すること。 6 スポーツ施設（次号に掲げるものを除く。）の維持管理に関すること。 7 大和スポーツセンター、大野原庭球場、草柳庭球場、桜森スポーツ広場及び下福田野球場に関すること。 8 学校体育施設のスポーツ開放に関すること。 9 スポーツ振興審議会に関すること。	文化スポーツ部長及びスポーツ課の職員
《図書館》 1 図書館の事業計画に関すること。 2 図書館の管理運営に関すること。 3 図書資料等の選択、受入及び保存に関すること。 4 図書資料等の館内閲覧及び貸出しに関すること。 5 図書資料等の紹介、相談及び読書案内に関すること。 6 館外奉仕に関すること。 7 読書活動の推進に関すること。 8 読書会等各種行事の開催に関すること。	文化スポーツ部長及び図書館の職員

<p>《視聴覚ライブラリー》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 視聴覚ライブラリーの事業計画に関すること。 2 視聴覚ライブラリーの管理運営に関すること。 	<p>文化スポーツ部長及び図書館の職員</p>
<p>《事務局》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育の総合的な企画調整に関すること。 2 社会教育に係る調査及び企画に関すること。 3 社会教育施設の整備計画に関すること。 4 社会教育関係団体の指導及び育成に関すること。 5 社会教育指導者の育成に関すること。 6 社会教育に係る講座、討論会、講習会、講演会、展示会、その他の集会に関すること。 7 社会教育に対する支援に関すること。 8 社会同和教育に係る啓発に関すること。 9 ユネスコ活動に関すること。 10 社会教育委員に関すること。 	<p>文化スポーツ部長及び生涯学習センターの職員</p>
<p>《生涯学習センター》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学習機会提供の総合管理に関すること。 2 生涯学習センターの事業計画に関すること。 3 生涯学習センターの管理運営に関すること。 4 学校施設の使用による生涯学習の振興に関すること。 5 生涯学習センター関係機関との連絡調整に関すること。 6 地域を対象とする講座、展示会その他各種集会に関すること。 	
<p>《つる舞の里歴史資料館》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 つる舞の里歴史資料館の管理運営に関すること。 2 地域における歴史資料の収集及び調査研究に関すること。 3 収蔵した資料の保管に関すること。 4 資料の展示及び郷土文化の向上のための啓発活動に関すること。 	<p>文化スポーツ部長及び文化振興課の職員</p>
<p>《青少年センター》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 青少年教育に係る調査及び企画に関すること。 2 青少年教育施設の整備計画に関すること。 3 青少年関係団体の指導及び育成に関すること。 4 青少年指導者の育成に関すること。 5 青少年を対象とする集会、講座、研修等の開催、指導助言及び育成に関すること。 6 青少年センターの管理運営に関すること。 	<p>こども部長及びこども・青少年課の職員</p>

<p>1 この補助執行における大和市議会における説明及び答弁に関すること。</p> <p>2 この補助執行において、大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和40年大和市教育委員会規則第1号）に基づく事項について、大和市教育委員会の会議に出席し、説明又は報告すること。</p> <p>3 この補助執行における教育財産の管理に関すること。</p>	<p>文化スポーツ部長及び子ども部長その他文化スポーツ部及び子ども部の職員</p>
--	---

- 2 この補助執行において、各部長は所属職員を指揮監督するものとする。
- 3 この補助執行にかかる服務監督については、別途協議するものとする。
- 4 この補助執行において、その執行に当たり疑義のある事項又は異例と認められる事項については、あらかじめ教育委員会の指示を受けるものとする。
- 5 この補助執行における決裁区分及びその他必要な事項は、教育委員会が別に定める。
- 6 部長職名及び課名については、平成21年4月1日に設置予定の市長の組織によるものとする。

事務担当 教育総務部総務課庶務調整担当
内線 5203

生涯学習部の事務と組織再編後の市長の事務の対比表

...補助執行事務

現行の生涯学習部の事務	部 課等	市長事務分掌
<p>《社会教育課》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大和市文化振興基金に関する事。 2 大和市生涯学習振興基金に関する事。 3 大和市文化会館建設基金に関する事。 4 財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団との連絡調整(みどり公園課及びスポーツ課が所管するものを除く。)に関する事。 5 文化芸術の振興に関する事。 6 文化財保護に関する事。 7 郷土民家園に関する事。 8 下鶴間ふるさと館に関する事。 9 文化財保護審議会に関する事。 	<p>文化スポーツ部 文化振興課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の総務に関する事。 2 課内の総務に関する事。 3 教育委員会との連絡調整に関する事。 4 大和市文化振興基金に関する事。 5 大和市生涯学習振興基金に関する事。 6 大和市文化会館建設基金に関する事。 7 財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団との連絡調整(みどり公園課及びスポーツ課が所管するものを除く。)に関する事。 8 文化芸術の振興に関する事。 9 文化財保護に関する事。 10 郷土民家園に関する事。 11 下鶴間ふるさと館に関する事。 12 文化財保護審議会に関する事。
<p>《スポーツ課》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 引地台野球場、つきみ野野球場、宮久保野球場、宮久保スポーツ広場及びゆとりの森芝生グラウンドに関する事。 2 財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団との連絡調整(みどり公園課及び文化振興課が所管するものを除く。)に関する事。 	<p>文化スポーツ部 スポーツ課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 課内の総務に関する事。 2 教育委員会との連絡調整に関する事。 3 引地台野球場、つきみ野野球場、宮久保野球場、宮久保スポーツ広場及びゆとりの森芝生グラウンドに関する事。 4 財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団との連絡調整

現行の生涯学習部の事務	部 課等	市長事務分掌
<ul style="list-style-type: none"> 3 スポーツに係る調査及び企画に関すること。 4 スポーツ団体の指導及び育成に関すること。 5 スポーツ指導者の育成に関すること。 6 各種大会、競技会、スポーツ教室及びレクリエーションの集会等の開催、指導助言及び育成に関すること。 7 スポーツ施設の整備に係る調査及び企画に関すること。 8 スポーツ施設（次号に掲げるものを除く。）の維持管理に関すること。 9 大和スポーツセンター、大野原庭球場、草柳庭球場、桜森スポーツ広場及び下福田野球場に関すること。 10 学校体育施設のスポーツ開放に関すること。 11 スポーツ振興審議会に関すること。 	文化スポーツ部 スポーツ課	整(みどり公園課及び文化振興課が所管するものを除く。)に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> 5 スポーツに係る調査及び企画に関すること。 6 スポーツ団体の指導及び育成に関すること。 7 スポーツ指導者の育成に関すること。 8 各種大会、競技会、スポーツ教室及びレクリエーションの集会等の開催、指導助言及び育成に関すること。 9 スポーツ施設の整備に係る調査及び企画に関すること。 10 スポーツ施設の維持管理（次号に掲げるものを除く。）に関すること。 11 大和スポーツセンター、大野原庭球場、草柳庭球場、桜森スポーツ広場及び下福田野球場に関すること。 12 学校体育施設のスポーツ開放に関すること。 13 スポーツ振興審議会に関すること。
《図書館》 <ul style="list-style-type: none"> 1 図書館の事業計画に関すること。 2 図書館の管理運営に関すること。 3 図書資料等の選択、受入及び保存に関すること。 4 図書資料等の館内閲覧及び貸出しに関すること。 5 図書資料等の紹介、相談及び読書案内に関すること。 	文化スポーツ部 図書館	<ul style="list-style-type: none"> 1 図書館の総務に関すること 2 教育委員会との連絡調整に関すること 3 図書館の事業計画に関すること。 4 図書館の管理運営に関すること。 5 図書資料等の選択、受入及び保存に関すること。 6 図書資料等の館内閲覧及び貸出しに関すること。

現行の生涯学習部の事務	部 課等	市長事務分掌
6 館外奉仕に関する事。 7 読書活動の推進に関する事。 8 読書会等各種行事の開催に関する事。	文化スポーツ部 図書館	7 図書資料等の紹介、相談及び読書案内に関する事。 8 館外奉仕に関する事。 9 読書活動の推進に関する事。 10 読書会等各種行事の開催に関する事。
《視聴覚ライブラリー》 1 視聴覚ライブラリーの事業計画に関する事。 2 視聴覚ライブラリーの管理運営に関する事。	文化スポーツ部 図書館（視聴覚 ライブラリー）	1 視聴覚ライブラリーの総務に関する事。 2 教育委員会との連絡調整に関する事。 3 視聴覚ライブラリーの事業計画に関する事。 4 視聴覚ライブラリーの管理運営に関する事。
《社会教育課》 1 生涯学習の総合的な企画調整に関する事。 2 生涯学習活動に対する支援に関する事。 3 社会教育の総合的な企画調整に関する事。 4 社会教育に係る調査及び企画に関する事。 5 社会教育施設の整備計画に関する事。 6 社会教育関係団体の指導及び育成に関する事。 7 社会教育指導者の育成に関する事。 8 社会教育に係る講座、討論会、講習会、講演会、展示会、その他の集会に関する事。 9 社会教育に対する支援に関する事。 10 社会同和教育に係る啓発に関する事。 11 ユネスコ活動に関する事。	文化スポーツ部生 涯学習センター	1 生涯学習センターの総務に関する事。 2 教育委員会との連絡調整に関する事。 3 生涯学習の総合的な企画調整に関する事。 4 生涯学習活動に対する支援に関する事。 5 社会教育の総合的な企画調整に関する事。 6 社会教育に係る調査及び企画に関する事。 7 社会教育施設の整備計画に関する事。 8 社会教育関係団体の指導及び育成に関する事。 9 社会教育指導者の育成に関する事。 10 社会教育に係る講座、討論会、講習会、講演会、展示会、その他の集会に関する事。 11 社会同和教育に係る啓発に関する事。 12 ユネスコ活動に関する事。

現行の生涯学習部の事務	部 課等	市長事務分掌
<p>《生涯学習センター》</p> <p>12 社会教育委員に関する事。</p> <p>13 学習機会提供の総合管理に関する事。</p> <p>14 生涯学習センターの事業計画に関する事。</p> <p>15 生涯学習センターの管理運営に関する事。</p> <p>16 学校施設の使用による生涯学習の振興に関する事。</p> <p>17 生涯学習センター関係機関との連絡調整に関する事。</p> <p>18 地域を対象とする講座、展示会その他各種集会に関する事。</p>	<p>文化スポーツ部生涯学習センター</p>	<p>13 社会教育委員に関する事。</p> <p>14 学習機会提供の総合管理に関する事。</p> <p>15 生涯学習センターの事業計画に関する事。</p> <p>16 生涯学習センターの管理運営に関する事。</p> <p>17 学校施設の使用による生涯学習の振興に関する事。</p> <p>18 生涯学習センター関係機関との連絡調整に関する事。</p> <p>19 社会教育に対する支援に関する事。</p> <p>20 地域を対象とする講座、展示会その他各種集会に関する事。</p>
<p>《つる舞の里歴史資料館》</p> <p>1 つる舞の里歴史資料館の管理運営に関する事。</p> <p>2 地域における歴史資料の収集及び調査研究に関する事。</p> <p>3 収集した資料の保管に関する事。</p> <p>4 資料の展示及び郷土文化の向上のための啓発活動に関する事。</p>	<p>文化スポーツ部文化振興課 つる舞の里歴史資料館</p>	<p>1 教育委員会との連絡調整に関する事</p> <p>2 つる舞の里歴史資料館の管理運営に関する事。</p> <p>3 地域における歴史資料の収集及び調査研究に関する事。</p> <p>4 収集した資料の保管に関する事。</p> <p>5 資料の展示及び郷土文化の向上のための啓発活動に関する事。</p>
<p>《青少年センター》</p> <p>1 青少年問題協議会に関する事。</p> <p>2 青少年健全育成都市宣言事業の推進に関する事。</p> <p>3 青少年健全育成基金に関する事。</p> <p>4 放課後児童健全育成事業に関する事。</p>	<p>こども部 こども・青少年課</p>	<p>1 課内の総務に関する事。</p> <p>2 教育委員会との連絡調整に関する事。</p> <p>3 青少年問題協議会に関する事。</p> <p>4 青少年健全育成都市宣言事業の推進に関する事。</p> <p>5 青少年健全育成基金に関する事。</p>

現行の生涯学習部の事務	部 課等	市長事務分掌
<p>5 児童館に関すること。</p> <p>6 青少年教育に係る調査及び企画に関すること。</p> <p>7 青少年教育施設の整備計画に関すること。</p> <p>8 青少年関係団体の指導及び育成に関すること。</p> <p>9 青少年指導者の育成に関すること。</p> <p>10 青少年を対象とする集会、講座、研修等の開催、指導助言及び育成に関すること。</p> <p>11 青少年センターの管理運営に関すること。</p>	<p>こども部 こども・青少年課</p>	<p>6 放課後児童健全育成事業に関すること。</p> <p>7 児童館に関すること。</p> <p>8 青少年教育に係る調査及び企画に関すること。</p> <p>9 青少年教育施設の整備計画に関すること。</p> <p>10 青少年関係団体の指導及び育成に関すること。</p> <p>11 青少年指導者の育成に関すること。</p> <p>12 青少年を対象とする集会、講座、研修等の開催、指導助言及び育成に関すること。</p> <p>13 青少年センターの管理運営に関すること。</p>
<p>1 この補助執行における大和市議会においての説明及び答弁に関すること。</p> <p>2 この補助執行において、大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和40年大和市教育委員会規則第1号）に基づく事項について、教育委員会の会議に出席し、説明すること。</p> <p>3 この補助執行における教育財産の管理に関すること。</p>	<p>文化スポーツ部長 及びこども部長 その他文化スポーツ部及びこども部の職員</p>	

地方自治法第180条の7に基づく、「補助執行」について

《根拠条文》

【地方自治法第180条の7】

普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第二百二条の四第二項に規定する地域自治区の事務所、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。

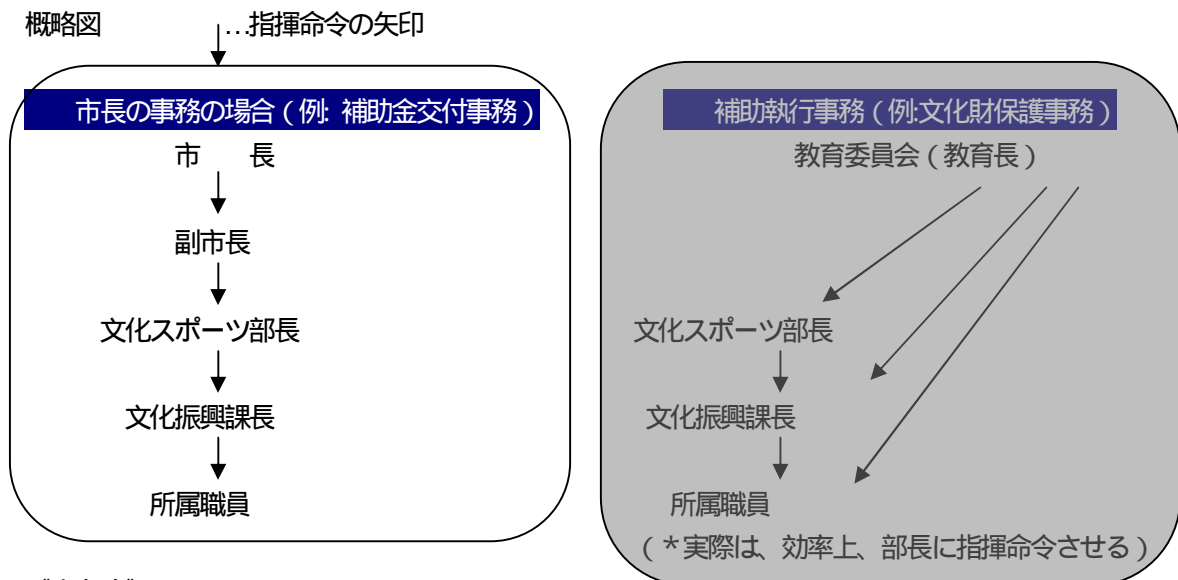
《補助執行とは》

ある執行機関の事務を、他の執行機関（もしくはその一部）に執行させること。補助執行を行っている執行機関は、その事務についての意思決定を行うことができるが、権限自体は、元の執行機関にあるため、最終的な決定権は元の執行機関にある。その事務についての決裁区分など意思決定の内容や方法については、元の執行機関の職務命令や規則、訓令により示されることになる。その事務については、対外的には元の機関の名でなされる。

これを行うには、執行機関間の協議を要する。

「補助」という頭二文字については、以上のように事務執行にあたってすべての権限を持つわけではないという意味で付けられており、いわゆる「補助的な事務」という意味ではない。

概略図



《まとめ》

	権 限	執 行 の 名 義	元の執行機関の 指揮監督権限
補助執行	元の執行機関	元の執行機関	有

指揮監督権限を有しているものの、異なる執行機関の職員に対して自己の職員同様に便宜的に行使することはできないと考えられ、行使の内容はある程度「協議」によって決定しておくことが望ましい。

報告第1号

専決処分の承認について（大和市社会教育委員の辞職について）

大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和40年大和市教育委員会規則第1号）第2条第2項の規定により、別紙のとおり事務を臨時に代理したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成20年12月25日提出

大和市教育委員会

教育長 山根英昭

報告第2号

専決処分の承認について（大和市教育委員会職員の人事異動について）

大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和40年大和市教育委員会規則第1号）第2条第2項の規定により、別紙のとおり事務を臨時に代理したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成20年12月25日提出

大和市教育委員会

教育長 山根英昭